

群馬県家畜排せつ物利用促進プラン

令和 3 年 3 月

群馬県

目 次

頁

第 1 家畜排せつ物の利用の目標

- 1 現状 1～3
- 2 基本的な対応方向 3～7

第 2 処理高度化施設の整備に関する目標

- 1 目標設定の基本的考え方 7
- 2 施設整備等の現状 7～8
- 3 整備を行うことが望ましい処理高度化施設の内容 8
- 4 各地域における施設設備の方向 9～10

第 3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項

- 1 技術開発の推進 11
- 2 情報提供及び指導に係る体制の整備 11

第 4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

- 1 消費者等の理解の醸成 11
- 2 家畜防疫の観点からの堆肥化の徹底等による防除対策の強化 11

群馬県家畜排せつ物利用促進プラン

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律112号。以下「法律」という。）に基づく管理基準は、ほぼすべての法適用対象農家において遵守されており、畜産経営に起因する環境問題は年々減少の傾向となっています。

しかしながら、その一方で畜産経営の大規模化や地域的偏在により、生産した堆肥を経営内、又は地域内外において如何に有効に活用していくかが課題となっています。

このため、県・市町村・農業関係団体・畜産農家・耕種農家等の関係者が一体となって、令和12年度を目標年度とし、家畜排せつ物の利用の促進を図るための、計画的な取組みを推進するものとします。

第1 家畜排せつ物の利用の目標

1 現状

(1) 畜産の現状

本県の畜産業は、首都圏に近い立地条件を生かし、食生活の高度化等を背景とした畜産物需要の増大に合わせて発展してきました。その生産規模は、近年、微減傾向ではあるものの全国の上位を占めており、平成30年の農業産出額2,454億円のうち、畜産は1,047億円と42.7%を占め、本県農業の基幹部門となっています。なお、畜産の飼養生産動向の概要は、以下のとおりです。

【畜産の飼養生産動向の概要】

項 目		単位	群馬県	龍岡比(%)※	項 目		単位	群馬県	龍岡比(%)※
乳 用 牛	飼養戸数 (R1)	戸	503	80	採 卵 鶏	飼養戸数 (R1)	戸	53	69
	飼養頭数 (R1)	頭	34,000	88		飼養羽数 (R1)	千羽	8,033	111
	一戸あたり飼養頭数	頭	67.6	109		一戸あたり飼養羽数	千羽	151.5	162
	生乳生産量 (H30)	トン	214,444	87		鶏卵生産量 (H30)	トン	82,493	109
	産出額 (H30)	億円	269	97		産出額 (H30)	億円	123	88
肉 用 牛	飼養戸数 (R1)	戸	573	87	ブ ロ イ ラ ー	飼養戸数 (R1)	戸	27	59
	飼養頭数 (R1)	頭	55,000	88		飼養羽数 (R1)	千羽	1,460	53
	一戸あたり飼養頭数	頭	96.0	101		一戸あたり飼養羽数	千羽	54.1	91
	出荷頭数 (H30)	頭	31,110	75		出荷量 (H30)	千羽	6,942	99
	産出額 (H30)	億円	161	133		産出額 (H30)	億円	64	102
豚	飼養戸数 (R1)	戸	212	82	※前計画比は変更前計画（H27策定） に記載のあった数値との比較です。				
	飼養頭数 (R1)	頭	629,600	103					
	一戸あたり飼養頭数	頭	2,970	124					
	出荷頭数 (H30)	頭	727,046	64					
産出額 (H30)	億円	409	100						

【群馬県の飼養頭数の全国順位】

	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー
順 位	5位	10位	4位	7位	18位
頭羽数	34,000頭	55,000頭	629,600頭	8,033千羽	1,460千羽

H31.2.1 畜産統計による

(2) 家畜排せつ物の発生量と利用状況

本県における家畜排せつ物の発生量は、飼養頭羽数から推定すると、平成30年度現在、約2,917千トンになります。内訳は以下の通りです。

【平成30年度家畜排せつ物発生量畜種別内訳】

畜種	飼養頭羽数 (頭、千羽)	ふん (千t/年)	尿 (千t/年)	計 (千t/年)
乳用牛	34,000	444	132	576
肉用牛	55,000	368	138	505
豚	629,600	507	939	1,446
採卵鶏	8,033	321	-	321
ブロイラー	1,460	69	-	69
合計	-	1,709	1,209	2,917

家畜排せつ物の肥料としての農業利用量は約1,740千トンと推計され、尿浄化処理などの肥料以外の処理が約756千トン、発酵過程等で減量化される量として約421千トンが見込まれます。農業利用量のうち、県内耕種農家側の利用は約716千トン、畜産農家側の利用は約866千トンと考えられます。

【家畜排せつ物の堆肥化割合及び仕向先分類】 (単位：千t)

仕向先	肥料としての農業利用量			浄化処理 産廃処理	減量化	合計	
	耕種側	畜産側	注) その他				
平成30年 (現状)	1,740	716	866	158	756	421	2,917

注)：堆肥センター、肥料業者等へ供給

(3) 家畜排せつ物の管理状況

本県においては、令和元年12月1日現在、法律に基づく管理基準は、ほぼすべての法適用対象農家において遵守されている状況となっています。

(4) 家畜排せつ物の利用促進

家畜排せつ物は畜産経営から発生する副産物ですが、自給飼料の生産や耕種農家の土づくりに不可欠な有機質資源であり、今後も、農業生産力の維持・増進を図る上で極めて大きな役割が期待されています。

しかしながら、近年、飼養規模の拡大等がなされた結果、1戸当たりの家畜排せつ物の発生量が増大しており、自己経営内、又は地域内における家畜排せつ物の循環型利用が困難になっています。

(5) 新たな動きと課題

多くの処理施設は、法律の施行当時に整備され、老朽化に伴う処理能力の低下と、施設の維持・補修に要する経費や労力の増加が課題となっています。利益が得にくい家畜排せつ物処理施設については、修繕や更新のための費用を計画的に留保し、適切な再投資を確保していくことが必要です。

また、畜産経営の体質強化が求められる中で、規模拡大に取り組む畜産農家も多く、既存の処理施設では処理能力の不足が懸念されるため、増加する家畜排せつ物の適正な管理や利用を推進する必要があります。

堆肥の流通面では、耕種農家の土づくりを促進するに当たり、肥料取締法（昭和25年法律第127号）の改正により、堆肥と化学肥料の混合に関する規制が緩和され、耕種農家においては堆肥を原料とした安価な有機質肥料の利用が、また、畜産農家においては家畜ふん堆肥の利用拡大が期待されています。

エネルギー利用については、再生可能エネルギー電力の固定価格買取制度が平成24年度から開始され、北海道を始めとした畜産の盛んな地域において利用が増加していますが、高額な施設の維持・整備費や副産物の利用体系の確立等が課題であり、本県における利用はまだ進んでいない状況にあります。

また、畜産経営に起因する苦情は近年減少傾向にありますが、畜産農家の飼養規模の拡大や混住化の進展により、長期化・深刻化する事例も散見され、臭気対策や汚水浄化処理対策の強化が課題となっています。

2 基本的な対応方向

家畜排せつ物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、畜産を営む者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。地力増進や資源循環の観点からも、堆肥化により農地還元することを基本とし、地域内並びに広域利用の促進と畜産環境周辺整備を積極的に推進し、本県畜産の健全な発展に努めます。

(1) 家畜排せつ物の利用量

令和12年度の家畜排せつ物の発生量は、酪農・肉用牛生産近代化計画等の飼養動向の推移から約2,901千トンと推定され、その内訳は以下のとおりです。

【令和12年度家畜排せつ物発生見込み量畜種別内訳】

畜種	飼養頭羽数 (頭、千羽)	ふん (千t/年)	尿 (千t/年)	計 (千t/年)
乳用牛	32,500	424	126	550
肉用牛	55,800	373	140	513
豚	636,400	512	949	1,461
採卵鶏	7,482	299	-	299
ブロイラー	1,634	78	-	78
合計	-	1,686	1,215	2,901

発酵過程等で減量化される量として約409千トンが、また、養豚経営における尿の浄化処理等により約764千トンが肥料以外で処理されると見込まれます。

このため、令和12年度における家畜排せつ物の肥料として農業利用に供給される量は、約1,728千トンと推計されます。

- ① 畜産業を営む者の自己経営内利用量 205千トン
- ② 耕種農家等の利用量 1,370千トン
- ③ その他 153千トン

【家畜排せつ物の堆肥化割合及び仕向先分類】 (単位：千t)

仕向先	肥料としての農業利用料			浄化処理 産廃処理	減量化	合計	
	耕種側	畜産側	注)その他				
令和12年 (目標)	1,728	1,370	205	153	764	409	2,901

注)：堆肥センター、肥料業者等へ供給

(2) 堆肥の利用拡大

ア 堆肥の地域内での利用促進

畜産農家は、経営内で生産した良質な堆肥を適切に施用することにより、自給飼料生産に取り組むことが重要です。また、飼育規模の拡大により堆肥の生産量が増加する場合には、地域内における耕畜連携を強化し、堆肥利用の一層の拡大を推進します。

イ 堆肥の広域的な流通の円滑化

堆肥の生産量が需要量を上回る地域では、堆肥の広域流通が必要です。

需要者ニーズに対応した堆肥の生産が重要であり、高品質化に加え、取扱性や運搬性の向上を図ることで広域利用を推進します。また、新たに施行された肥料の品質の確保等に関する法律により堆肥と化学肥料の混合に関する規制が緩和されたことを踏まえ、必要に応じて肥料メーカー等とも連携しつつ、堆肥需給のマッチングを推進します。

(3) 家畜排せつ物のエネルギー利用

家畜排せつ物はその需要を超えて過剰に発生している地域においては、まず第1に堆肥の広域流通を図ることが重要ですが、長期的に考えると、家畜排せつ物を利用した電気、熱等のエネルギー利用についても検討していく必要があります。

これらの技術導入に当たっては、経済性や副産物への対応を十分に考慮することが必要であり、今後の技術開発の動向や進展状況を踏まえた中で、有効な技術には導入支援を行い、エネルギー利用の推進と畜産環境問題の解決を図ります。

(4) 畜産環境問題への対応

適正な家畜の飼養管理や施設管理を指導し、畜産環境問題の発生防止に努めるとともに、問題発生時には市町村やその他関係機関と協力して改善指導を行い、早期解決に努めます。

また、施設・機械の整備や補修が必要な場合には、畜産クラスターの仕組みや融資制度等を有効活用し、地域での一体的な取組を関係者全体で検討するよう推進します。

(5) 地域別推進方向

① 中部地域

中部地域の耕地面積は田7,424ha(R2.2.28「面積調査」による。以下同じ。)、畑11,370haであり、農業用水にも恵まれ、畜産・野菜・米・麦二毛作を中心に多彩な産地が形成されています。畜産は、養豚や酪農経営を主体に肉用牛や養鶏経営も多く、県内最大の畜産地帯です。

ア 家畜排せつ物の堆肥化と利用の推進

耕地面積から推計される家畜排せつ物の受け入れ可能量に比べ、発生する家畜排せつ物量が相当上回っていることから、地域を越えた広域流通が必要です。耕種農家や肥料メーカーとの連携を推進し、耕種農家のニーズを踏まえた堆肥の生産と流通の促進を図ります。

イ 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進

家畜排せつ物を堆肥として利用することが困難な場合には、メタン発酵や焼却等によるエネルギー利用の検討も必要です。今後の技術開発の動向や進展状況を踏まえた中で、有効な技術には導入支援を行い、エネルギー利用の推進と畜産環境問題の解決を図ります。

ウ 畜産環境問題への対応

畜産農家の適正な家畜の飼養管理を指導し、畜産環境問題の発生防止に努めるとともに、問題発生時には市町村やその他関係機関と協力して早期解決を図ります。また、施設・機械の整備にあたっては、国の畜産クラスター関連事業や畜産高度化支援リース事業、融資制度等を活用し、地域での一体的な取組を促進します。

臭気対策については、県畜産試験場で開発した軽石脱臭装置やネット式脱臭装置等の有効な技術の導入を推進します。

水質汚濁防止法第3条3項の規定に基づく排水基準を定める条例、及び群馬県の生活環境を保全する条例（以下県条例）に対応した污水浄化施設の適正な管理を推進し、強化される環境規制に対応します。

② 西部地域

西部地域の耕地面積は田5,298ha、畑9,905haです。酪農、養豚経営を主体に、大規模経営体は比較的少ないですが、肉用牛、採卵鶏、ブロイラーの全畜種の経営体が存在する地域です。

ア 家畜排せつ物の堆肥化と利用の推進

地域内の耕地面積から推計される家畜排せつ物の受け入れ可能量に比べ、実際に発生する家畜排せつ物量が若干下回ります。多彩な農業が展開されており、一部急峻な耕作地もあることから、流通コストや多品目作物に対応した堆肥の生産が課題です。耕種農家のニーズに即した堆肥の生産により地域内流通を推進するとともに、広域流通を視野に入れた対策を検討し、資源循環型農業を推進します。また、農家の高齢化により堆肥利用が難しくなっている場合は、コントラクター等外部組織の活用も検討します。

イ 畜産環境問題への対応

畜産農家の適正な家畜の飼養管理を指導し、畜産環境問題の発生防止に努めます。また、施設・機械の整備にあたっては、国の畜産クラスター関連事業や畜産高度化支援リース事業、融資制度等を活用し、地域での一体的な取組を促進します。

③ 吾妻地域

吾妻地域の耕地面積は田1,156ha、畑7,737haです。中山間地域に位置し、標高差が大きいことから、標高の低い東部では、コンニャクを中心とする畑作と畜産、また、標高の高い西部は浅間高原を中心に野菜や酪農が営まれています。

ア 家畜排せつ物の堆肥化と利用の推進

高原野菜の産地であることから、需要者ニーズに応える堆肥の生産が課題です。「畜産環境保全対策推進事業」を活用した農地への堆肥の適正施用の啓発や、展示ほによる堆肥の施用効果の確認を行い、畜産クラスター関連事業の仕組みも活用した中で耕種農家との連携を強化し地域内利用を推進します。

イ 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進

家畜排せつ物を堆肥として利用することが困難な場合には、エネルギー利用の検討も必要です。今後の技術開発の動向や進展状況を踏まえた中で、有効な技術には導入支援を行い、エネルギー利用の推進と畜産環境問題の解決を図ります。

ウ 畜産環境問題への対応

他の地域と同様に、畜産農家の適正な家畜の飼養管理を指導し、畜産環境問題の発生防止に努めます。また、施設・機械の整備にあたっては、畜産クラスター関連事業や融資制度等を活用し、地域での一体的な取組を促進します。

④ 利根沼田地域

利根地域の耕地面積は田1,819ha、畑6,533haであり、三方を二千メートル級の山岳に囲まれた山間高冷地域です。夏期の冷涼な気象条件を生かした夏秋野菜や酪農、肉用牛、こんにゃく等の大規模経営が行われています。

ア 家畜排せつ物の堆肥化と利用の推進

家畜排せつ物の発生量は、地域内の耕地面積から推計される堆肥の受け入れ可能量を下回りますが、一部の地域においては畜産農家の規模拡大に伴い、生産される堆肥の地域内流通が困難な状態も散見されます。

自給飼料の生産拡大や、耕種農家のニーズに即した堆肥の生産を行うことで地域内流通を確保するとともに、広域流通を視野に入れた対策も検討し、資源循環型農業を推進します。

イ 畜産環境問題への対応

他の地域と同様に、畜産農家の適正な家畜の飼養管理を指導し、畜産環境問題の発生防止に努めます。また、施設・機械の整備にあたっては、畜産クラスター関連事業や融資制度等を活用し、地域での一体的な取組を促進します。

⑤ 東部地域

東部地域の耕地面積は、田10,090ha、畑6,291haであり、米麦と施設園芸等の畑作を中心とした都市近郊型農業地帯です。畜産は、養豚、酪農、肉用牛が盛んで、養豚及び肉用牛の大規模経営が行われています。

ア 家畜排せつ物の堆肥化と利用の推進

持続性の高い農業の定着により、安定した堆肥の需要が見込まれますが、発生する家畜排せつ物量が、地域内の耕地面積から推計される家畜排せつ物の受け入れ可能量を上回るため広域流通の検討が必要です。「畜産環境保全対策推進事業」を活用した農地への堆肥の適正施用の啓発や、展示ほによる堆肥の施用効果の確認を行い、畜産クラスター関連事業の仕組みも活用した中で耕種農家との連携を強化し広域流通を推進します。

イ 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進

家畜排せつ物を堆肥として利用することが困難な場合には、エネルギー利用の検討も必要です。今後の技術開発の動向や進展状況を踏まえた中で、有効な技術には導入支援を行い、エネルギー利用の推進と畜産環境問題の解決を図ります。

ウ 畜産環境問題への対応

他の地域と同様に、畜産農家の適正な家畜の飼養管理を指導し、畜産環境問題の発生防止に努めます。また、施設・機械の整備にあたっては、畜産クラスター関連事業や融資制度等を活用し、地域での一体的な取組を促進します。

第2 処理高度化施設の整備に関する目標

1 目標設定の基本的考え方

整備を行う処理高度化施設は、堆肥の利用拡大や、畜産環境対策の推進を図るための施設とし、令和12年度を目標年度として、既に整備された施設の稼働状況等を踏まえ、更に処理機能の高度化を図ることを基本とします。また、地域内に広く普及すると見込まれるものであって、効率的で低コストなものとなるように努めます。

2 施設整備等の現状

本県では、法律の施行以降、関係者が一体となり畜産環境保全対策に取り組んできました。令和元年の調査では、法律に基づく管理基準の適用を受ける畜産農家1,060戸のうち、98%以上の農家が何らかの処理施設で家畜排せつ物を管理しており、法律の管理基準を遵守するために必要な施設は概ね充足されている状況にあります。

【処理高度化施設の現状：(平成30年)】 (件)

	堆肥化施設	堆肥乾燥施設	メタン発酵施設	焼却施設	浄化処理施設
乳用牛	500	40	0	0	7
肉用牛	324	8	0	0	5
豚	219	9	0	0	155
採卵鶏	81	12	0	0	0
ブローラー	24	0	0	1	0
合計	1,148	69	0	1	167

【処理高度化施設の目標：(令和12年)】 (件)

	堆肥化施設	堆肥乾燥施設	メタン発酵施設	焼却施設	浄化処理施設
乳用牛	492	38	1	0	7
肉用牛	346	8	0	0	5
豚	222	9	0	2	157
採卵鶏	76	11	0	0	0
ブローラー	27	0	0	2	0
合計	1,163	66	1	4	169

3 整備を行うことが望ましい処理高度化施設の内容

(1) 堆肥の利用拡大

必要とされる処理施設は概ね確保されていますが、既存施設の老朽化やその後の規模拡大への対応が不十分なケースが散見されており、老朽化した施設の能力高度化のための補改修や、飼育規模に見合った処理施設の整備を計画的に行う必要があります。なお、整備する処理高度化施設は、堆肥利用の推進に資するものであることが望ましく、ペレタイザーを始めとした、堆肥の取扱性や流通性の向上を図るための施設機械の導入を推進し、堆肥の利用拡大を図ります。

(2) 家畜排せつ物のエネルギー利用

家畜排せつ物のエネルギー利用については課題が多く、現状では、一部の養鶏場において鶏ふんボイラーが稼働しているのみであり、普及・利用はまだ進んでいない状況にあります。

しかしながら、長期的には必要な技術であり、堆肥化による利用が困難な一部の地域においては、メタン発酵や焼却施設によるエネルギー利用への関心が高まっていることから、今後の技術開発の動向を踏まえつつ、有効な技術には導入支援を行い、環境対策に配慮したエネルギー利用を検討していきます。

(3) 畜産環境対策の推進

県内の畜産経営に起因する苦情のうち約4割が悪臭関連の事案であり、畜産業の健全な発展のためには悪臭防止対策が必要です。このため、県畜産試験場で開発した軽石脱臭装置やネット脱臭装置等の有効な技術の導入推進に努めます。

また、排水処理については、県条例で定める一般排出基準に適合した施設整備を推進します。

4 各地域における施設整備の方向

(1) 中部地域

県内最大の畜産地域であり、処理施設の計画的な修繕や更新が必要です。

堆肥の利用については、畑作を中心とした持続性の高い農業の定着により、一定の需要が見込まれますが、家畜排せつ物の発生量が多く、生産された堆肥の広域流通が必要です。

このため、施設整備に当たっては、攪拌・送風装置を備えた堆肥化施設やペレタイザー等の広域流通を想定した施設の導入を推進し、耕種農家のニーズに即した堆肥の生産に努めるとともに、可能であればエネルギー利用も視野に入れた処理高度化施設の整備を検討します。

汚水処理については、暫定基準の強化が検討されている中で、経年劣化による処理能力低下も懸念されるため、県条例で定める一般排出基準に適合した施設の計画的な整備を推進します。

【事例】堆肥のペレット化による流通促進

耕種農家の堆肥の散布を省力化したいとの要望に応えるため、大規模養鶏農家がペレタイザーを導入して堆肥の流通促進に取り組んでいる事例があります。ペレット化により堆肥のハンドリングが向上し、大規模耕種農家への供給が可能になり、現在は高品質な堆肥ペレットの海外輸出も視野に入れた中で取り組みを継続中です。

【事例】マニユアスプレッター

堆肥の広域流通を拡大するために、クラスターの仕組みを利用して肉用牛農家が自走式マニユアスプレッターを導入した事例があります。大規模水田地域との耕畜連携により、飼料用米や稲わらの確保と堆肥の流通促進に取り組んでいます。

(2) 西部地域

堆肥の利用については、畑作や果樹を中心とした持続性の高い農業の定着により、一定の需要が見込まれますが、流通形態の多様化や多品目作物のニーズに即した堆肥の生産が課題になっています。

家畜排せつ物処理施設の計画的な修繕や処理機能の高度化を推進し、良質堆肥の生産と地域内流通の確保に努めます。

なお、施設整備に当たっては、飼養規模に見合った処理施設の確保を基本とし、広域流通も視野に入れた中で、堆肥舎や攪拌・送風装置を備えた堆肥化施設の導入を推進します。

【事例】鶏ふんボイラー施設

県内での家畜排せつ物のエネルギー利用の施設の実例として、鶏ふんボイラーが平成18年度に整備され、現在も稼働しています。鶏ふんを焼却する際の熱エネルギーを鶏舎の暖房に利用し、焼却後の灰は特殊肥料として近隣耕種農家へ販売しています。

(3) 吾妻地域

堆肥の利用については、高原野菜を始めとした持続性の高い農業の定着により、安定した需要が見込まれますが、需要者ニーズに対応できる堆肥の生産が課題となっています。

このため、既存施設の計画的な修繕や処理機能の高度化を推進し、良質堆肥の生産と地域内流通の確保に努めます。

なお、施設整備に当たっては、飼養規模に見合った処理施設の確保を基本とし、堆肥舎や攪拌装置を備えた堆肥化施設の導入を推進することで、需要者ニーズに即した堆肥の生産拡大を図ります。

また、一部地域においては、メタン発酵や焼却処理によるエネルギー利用への関心が高まっていることから、今後の技術開発の動向を踏まえつつ、有効な技術には導入支援を行い、環境対策に配慮したエネルギー利用を検討していきます。

(4) 利根沼田地域

堆肥の利用については、畑作を中心に標高差を生かした持続性の高い農業の定着により、安定した需要が見込まれますが、需要者ニーズに対応できる堆肥の生産が課題となっています。

このため、既存施設の計画的な修繕や処理機能の高度化を推進し、良質堆肥の生産と地域内流通の確保に努めます。

なお、施設整備に当たっては、飼養規模に見合った処理施設の確保を基本とし、堆肥舎や攪拌装置を備えた堆肥化施設の導入を推進することで、需要者ニーズに即した堆肥の生産拡大を図ります。

【事例】高度な畜産環境対策

県畜産試験場が開発した脱臭技術を活用して、高度な臭気対策に取り組んでいる事例があります。軽石脱臭装置を整備して、地域と調和した畜産経営に取り組んでいます。

(5) 東部地域

堆肥の利用については、水田への堆肥施用も含め、持続性の高い農業の定着により、一定の需要が見込まれますが、地域内での消費は難しいため広域流通が必要です。

このため、施設整備に当たっては、攪拌・送風装置を備えた堆肥化施設やペレタイザー等の広域流通を想定した施設の導入を推進し、耕種農家のニーズに即した堆肥の生産に努めるとともに、可能であればエネルギー利用も視野に入れた処理高度化施設の整備を検討します。

汚水処理については、暫定基準の強化が検討されている中で、経年劣化による処理能力低下も懸念されるため、県条例で定める一般排出基準に適合した施設の計画的な整備を推進します。

第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項

1 技術開発の推進

家畜排せつ物の利用促進を図るためには、低コストで実用的な技術の開発を推進することが重要です。

県畜産試験場では、関係機関や民間企業との連携を図りつつ、臭気対策や家畜ふん尿処理・利用に関する試験研究を実施し、新たな技術の普及・定着に取り組んできました。

今後も、畜産農家が導入しやすい臭気対策や、耕種農家が利用し易い堆肥製造技術の開発に取り組み、畜産農家と地域との共存並びに、家畜排せつ物の利用促進を支援します。

2 情報提供及び指導に係る体制の整備

開発された技術が速やかに生産現場に普及されるためには、関係機関担当者の資質向上が重要です。家畜排せつ物の利用の促進を図り資源循環型畜産を確立するために、「畜産環境保全対策推進事業」の取り組みを通じて、各種技術研修会の開催や現地実証ほの設置、啓発資料の作成・配布等を行い、新たな技術の普及・定着を図ります。

また、これらの研修会等での技術を農家等への指導に資するため、県域・地域において、関係者を含めた指導協議会等を設置し、効果的な指導体制を確立します。

第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

1 消費者等の理解の醸成

本県畜産業の健全な発展を図るためには、畜産業に対する消費者や県民の理解を醸成することが必要です。

このため、県・市町村及び関係団体は、畜産農家を始めとする関係者が一体となり畜産環境対策に取り組んでいる実情や、堆肥による土作り効果等の資源循環を基本とした畜産業の社会的意義について、消費者や県民への理解醸成に努めるものとします。

2 家畜防疫の観点からの堆肥化の徹底等による防除対策の強化

家畜防疫の観点からも、堆肥化を適切に行うための対策を講じることが重要です。

野生動物等による、病原体の家畜排せつ物を介した拡散や堆肥の汚染等の可能性について、定期的な巡回指導により注意喚起を図ります。また、堆肥運搬車両を通じて病原体が伝播する可能性があるため、堆肥運搬車両の消毒等を指導することで、家畜排せつ物の管理・運搬における防疫対策を強化します。